

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催される場合は、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略